

札幌市における自宅療養の対象について(案)

北海道においては、新型コロナウイルス感染症陽性患者を入院又は宿泊療養とすることを原則としているが、近日の札幌市内の急速な感染拡大に伴い、宿泊療養施設の持続的な運営が困難となる恐れが出ている。このため、緊急避難的な札幌市のみを暫定措置として、子どもの育児等のやむを得ない理由がある者のみを対象としていた自宅療養について、病状の急変リスクが少ない成人かつ感染拡大リスクが低い単身世帯者についても対象としたい。

・現行の自宅療養の基準(国準拠)

前提条件*+下記の場合のみ対象とする。

- ① 子育て中であって、他の同居者が陰性の子どもを養育できない場合
- ② ひとり親の場合で、一時的に預ける親族等もない場合
- ③ 障害者・児と同居しているなど、自宅療養の対象者が介護を担う場合
- ④ 陽性となった児が宿泊療養困難と思われる場合(乳幼児、発達障害など)。

・緊急避難的な札幌市のみを暫定措置として追加する基準

現行基準の対象に加えて、下記の①～④を満たす場合を対象とする。

- ① 50歳以下で無症状の者
- ② 単身世帯
- ③ 自炊や配食サービス等の利用により療養期間中、外出せずに生活できる者
- ④ 自宅療養の注意事項を遵守できる者

※ この取扱は、患者数が一定程度減少するまでの間、札幌市に限定した緊急避難措置とする。

※国の宿泊療養・自宅療養の前提条件

下記の①～④を満たす者

- ①軽症者等(無症状病原体保有者及び軽症患者)であって、感染防止に係る留意点が遵守できる者
- ②以下のいずれにも該当しない者
 - i) 高齢者
 - ii) 基礎疾患がある者(糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等)
 - iii) 免疫抑制状態である者(免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者)
 - iv) 妊娠している者
- ③上記 i)～iv) に当たる者(以下「高齢者等」という。)と同居していない者

※高齢者等と同居している場合は、利用可能な入床病床数の状況を踏まえて入院可能な場合、入院措置を実施。入院が困難な場合、宿泊療養を優先

- ④医療従事者や福祉・介護職員など、その業務において、高齢者等と接触する者(以下「医療従事者等」という。)と同居していない者(同居している場合は宿泊療養を優先)